

一斉改選に備えましょう！ ～新たな任期への活動の整理と引継ぎ～

民生委員児童委員は一斉改選によって本年12月に新しい任期を迎え、各地区で委員の交代が生じます。今期で交代される方、また引き続きご活躍いただける方も、11月末までの間に事務関係書類の整理を行うことが重要となります。

以下に、整理・点検すべき主要な内容をまとめましたのでご留意ください。

★所持品

- ①民生委員児童委員バッジ ②民生委員児童委員証 ③民生委員児童委員門標（シール）

★書類等

- ①活動記録(2019年度版)
②居住者状況表
③各種申請用紙（紙おむつ券申請書、緊急通報システム申請書など）
④ネットワーク台帳関係（台帳、手引書、Q&A、台帳登録用紙、連絡カード用紙、カードケース）
⑤生活福祉資金借受世帯援助記録表（借受世帯がある場合のみ）

★配布されている資料等

- ①「民生委員児童委員必携」（全社協発行）
②「子育てハンドブック大津っ子」（令和元年版子育て総合支援センター ゆめっこ発行）
③「活動記録記入ガイドブック」（県民児協連発行）
④「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」（全民児協連発行）
⑤「児童委員活動の手引き」（全社協・全民児協連発行）
⑥「見守り活動共有化指針」（大津市民生委員児童委員協議会連合会発行）
⑦「活動の目安と考え方Q&A」（大津市・大津市民生委員児童委員協議会連合会発行）
⑧全民児連、県民児協連発行の機関誌（紙）等 【大津民児協連 広報部会】

個人情報の取扱いにご注意ください！

委員の皆様におかれましては、情報の取り扱いや管理に留意されますように、また台帳を持ち歩いたりコピーされることは絶対に避けられますよう、ご注意ください。

★編集後記★ 「今、災害が起こったら、あなたは子どもを連れてどこにどうやって避難しますか？」と子育て中のお母さんに問いかけるようにしています。ほとんどの方から「もし起こったらどうしよう」という答えが返ってきます。

いざという時、一人で自分の命だけでなく子どもの命も守らなければならない家庭ばかりです。どう行動するかしっかり考え、必要なものを準備するだけでなく、日頃から近所の方に手助けをお願いしておくことをすすめています。（大石地区 中尾）

令和元年大津市民児協連理事研修会

夏の日差しが照り付ける7月24日、25日、恒例の大津市民児協連理事研修が開催されました。「二日間で倉敷市と高松市の研修とハードスケジュールですが各民児協の活動や改選状況などの情報交換も行っていただき、意義のある研修にしてください。」との津田会長の挨拶を受け、各民児協会長等、関係者総勢41名が乗車したバスの車内には賑やかに談笑される声が響いていました。

【第1日 平成30年7月の豪雨災害における民生委員児童委員活動について】

倉敷市は約21万世帯で人口は約48万2千人、単位民児協は44地区779名の民生委員児童委員が活動に当たっておられます。倉敷市民児協の中桐会長はご挨拶で「昨年の豪雨災害に際し多くの方々からご支援とご協力を頂いており、今後どのようにお返ししていけば良いかと考え災害時の体験をお聴きいただくことで、少しでもお役に立てればと思います。」と話されました。現在もボランティアセンターでの活動を続けておられ、お忙しい中での対応に申し訳なく感じ入りました。

特に浸水被害が著しかった真備東地区民児協の渡邊副会長からは「22時頃に避難勧告が発令され、地区内の要支援者等に避難の呼びかけを行い、その後避難所で活動中に1階が水没した自宅から主人がボートで救助される様子をテレビで見て『すぐ避難してね』と言っていたにもかかわらず十分に伝わっていなかったことを知り、避難呼びかけの難しさを痛感しました。」というお話がありました。

災害活動についての話し合いでは、町内会や自主防災組織との連携が重要であるとお話を伺いました。また、倉敷市では「災害時要援護者台帳」を避難支援等関係者（公的機関・民生委員児童委員・自主防災組織）へ情報提供することの同意確認事務を数年前から行っており、年度当初に確認の書類を配付し、夏頃には各民生委員児童委員等へ同意者の書類が配布されるという迅速な対応がされています。

【第2日 香川おもいやりネットワーク事業の取組みについて】

香川県琴平町で一泊、次の日、「福祉コミュニティセンター高松」で、高松市社協、香川県社協の出迎えを受けました。高松市社協常務理事田中氏は「8050問題、Wケア（介護と育児）、縦割りの支援策など多くの地域課題の解消を目指して『まるごと福祉相談員』を配置し、社会福祉法人施設、社協、民児協三者がつながって『福祉でまちづくり』を進めています。」とご挨拶されました。

高松市社協地域福祉課長中条氏は平成27年度に開始された「香川おもいやりネットワーク事業の取組みについて」説明され、特に「香川おもいやりネットワーク基金」は、参加法人からの年会費により相談・支援担当者の研修等事業全体をバックアップしているとお話を伺いました。

また、今後については三者の連携・協働の進め方や行政の理解、パートナーシップの構築・促進、民生委員児童委員とともに地域の課題解決に向けての取組み（ニーズキャッチの仕組みづくり）を積極的に進めていくと説明されました。

いずれの研修においても、地域との繋がりや連携の強化が重要であることを再確認し、明日からの民生委員児童委員活動をより充実させることを決意しながら淡路島の夕日を浴びて帰路につきました。（広報部会 小澤準美）



大津市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

◆災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも避難行動要支援者の避難支援対策は、大きな課題となっています。

◆このような中、平成23年の東日本大震災では、65歳以上の高齢者が犠牲者の6割を占めたほか、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上がるなど、健常者と比べてより多くの方が犠牲になったことが明らかになりました。これらの教訓を踏まえて、国が平成25年6月に災害対策基本法を改正し、災害時要配慮者への対策を全面的に見直したことを受け、本市でも法改正に即した「大津市避難行動要支援者避難支援プラン」(以下、「避難支援プラン」という。)を策定しました。

◆この避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものにし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的としています。

避難行動要支援者名簿制度について

避難行動要支援者名簿につきましては、国で平成25年6月に東日本大震災の教訓をもとに、災害対策基本法の一部改正が行われ、市町村に対して避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけられました。

大津市の取り組みについて

大津市では、水害や地震災害の発生に備え、各支所にて保管しております「避難行動要支援者名簿」及び平常時から地域へ提供できる「避難行動要支援者名簿(同意を得た方のみ掲載した名簿)」を作成しております。

平常時からの名簿提供により、災害時における避難支援がより有効に行えることが考えられることから、支援が必要な方のお名前やお住まい、連絡先などの情報を地域におられる避難支援等関係者が把握しておく必要があります。

そうした大切な個人情報を、避難支援等関係者に提供するに当たっては、支援が必要となる方からの同意が必要であるため、大津市では名簿情報の提供に対する同意についての意思確認を今年度より行っています。

支所で保管している名簿

大規模災害が起こった際、又はその恐れがあると市が判断した場合には、名簿の対象となる方の同意不同意に関わらず掲載されている方の名簿情報を避難支援等関係者に提供することがあります。

平常時から地域へ提供できる名簿

各支所にて保管しております「避難行動要支援者名簿」のうち、名簿情報提供の同意を得られた方を抜き出した名簿です。この名簿は、確認書を交わした団体(自治連合会、自主防災会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会)においてそれぞれ保管いただいております。

名簿の対象となる方は

高齢者や障害者など、災害時に配慮を要する方のうち、災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方です。

大津市では下記のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」と位置付けて、名簿に登録しています。

★施設等に入所されていない方で、下記のいずれかに該当する方★

- ① 介護保険における要介護3・4・5の認定者
- ② 身体障害者手帳の1級・2級の所持者
- ③ 療育手帳のA1・A2の所持者
- ④ 小児慢性特定疾病及び特定医療費(指定難病)受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器をご利用の方
- ⑤ 民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方
- ⑥ 上記以外に避難に支援が必要で、名簿登録を希望する方で、市長が認めるもの

名簿の内容は

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を登録しています。

- ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 生年月日
 - ④ 性別
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ 緊急連絡先
 - ⑦ 避難支援等を必要とする事由(要介護度、障害の種別・程度等)
 - ⑧ 避難行動時等の支援者
 - ⑨ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ※⑤・⑥・⑧については、分かる方のみ

個人情報の取り扱いは

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

名簿提供の際は、秘密の厳守、目的外利用の禁止等が堅持される団体として、大津市と協定を結んだうえで提供されます。